

2 製造事業者求められる取組

それぞれの品目及び「判断の基準」の項目ごとに適した方法で適合確認を行った上で、その旨の表示を行う。なお、トレーサビリティを確保するため、根拠資料（支援文書）を一定の期間保存する必要がある。

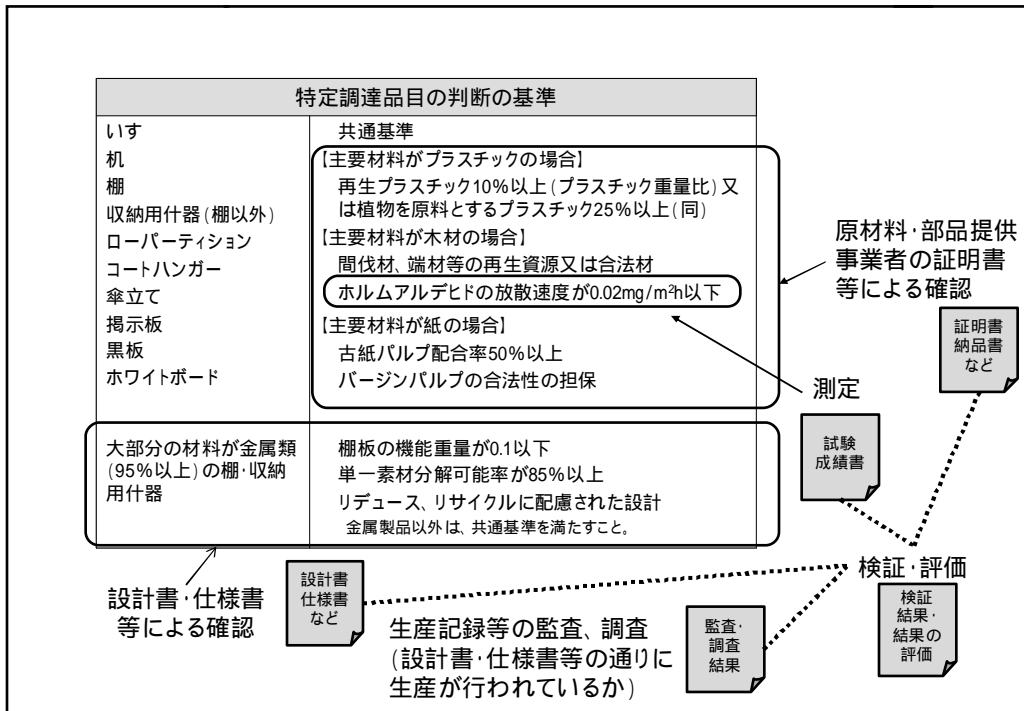


図3 製造事業者求められる取組（オフィス家具の場合）

3 販売・輸入事業者求められる取組

製造事業者が開示する表示及び支援文書の確認、又は自ら実施する製品テストの結果によって、取り扱う物品等が「判断の基準」に適合することを確認する。その上で表示を行い、購入者に納入する。

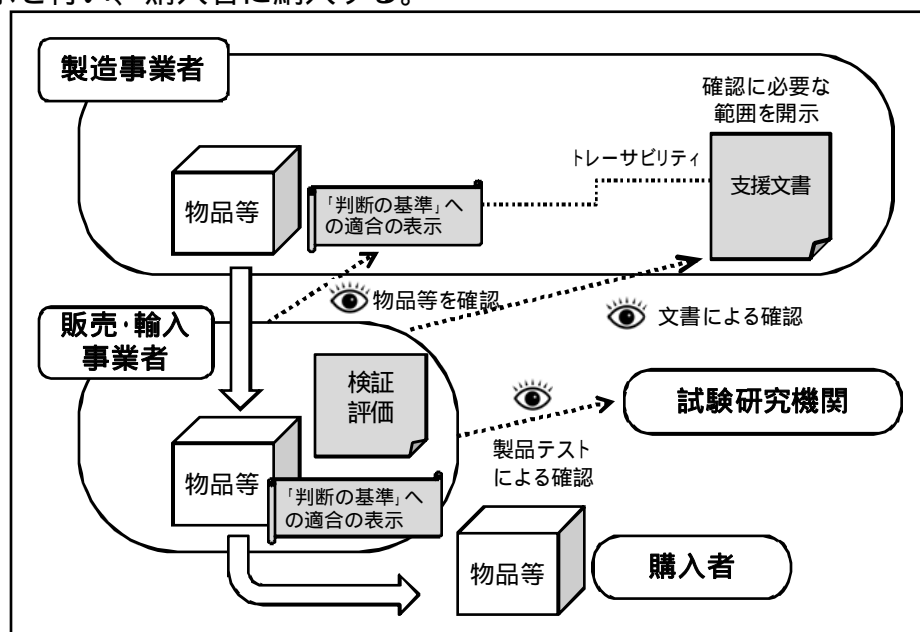


図4 販売・輸入事業者求められる取組